

歴史的景観形成補助金のご案内

10月31日締切

1 補助対象について

次の条件に合致する外観工事が補助対象になります。

- ・翌年度4月1日から3月31日の間に実施する工事であること
- ・小浜西組伝統的建造物群保存地区内にあること
- ・道路から見える部分であること
- ・小浜らしい歴史的景観に調和させること
- ・工事個所が他の補助金の対象となっていないこと

2 補助の決定について

- ① 過去に補助金対象となった箇所の工事は、減額・対象外となる可能性があります。
- ② 申込内容により、審査会で適当と認められない可能性、また予算超過のため対象外となる可能性があります。
- ② ①②に該当する場合等には、文化観光課より個別にご連絡いたします。

3 景観形成補助事業の対象経費および補助率・限度額

補 助 事 業 の 内 容	対象 経費	補助限度額 (千円)	補助率
(1) 基本設計および実施設計に係る事業	委託料	250	1/4
(2) 建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事のうち外観に係る事業	工事費 設計費	1,000	
(3) 門または塀の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事のうち外観に係る事業		500	
(4) 屋外の建築設備の囲いの設置に係る工事のうち外観に係る事業		250	
(5) 垣または柵の新設、改良に係る工事に係る事業		500	
(6) 建物の外観の過半にわたる色彩の変更に係る事業		250	
(7) 案内看板等の新設、改良に係る事業		500	
(8) 連動式住宅用火災警報器の機器設置にかかる配線工事費と外部警報ランプの設置に係る事業		250	
(9) 二方向避難路を確保するための開口部設置に係る事業			
(10) その他補助することが適当と認められる事業			

4 景観補助金交付のスケジュール

	時期	内容
① 申込書提出締切	10月31日まで	申込書、位置図、修理、改修のわかる設計図、見積書、現況写真の提出をお願いします。
② 申込審査・決定	2～3月頃	申込内容を庁内審査会にて審査し、結果を各申込者にお知らせします。
③ 交付申請・決定	4月	改めて補助金交付申請書をご提出いただきます。交付決定日以降に工事に着手されるようにお願いします。
④ 補助事業の完了	3月31日まで	工事完了後すみやかに実績報告書をご提出いただきます。実績報告書に基づく、書類検査・現地確認を行います。
⑤ 請求書提出 補助金交付	実績報告書提出後	補助金請求書をご提出いただきます。約1か月後、指定いただいた口座に補助金をお振込みいたします。

5 応募の方法

- ・申込書に必要な書類を添付のうえ、郵送・持参・メールにて提出してください。

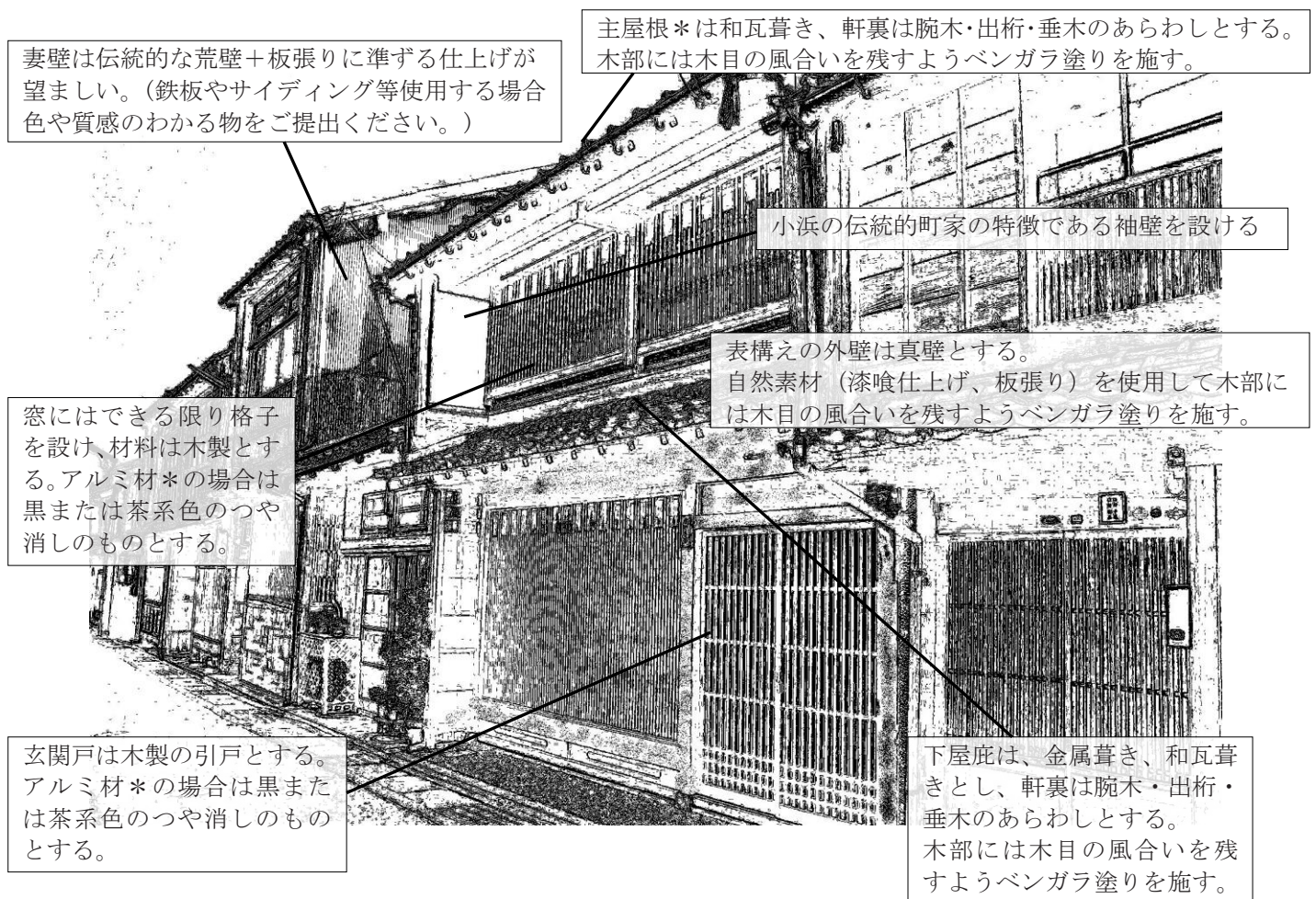
	内容
① 申込書	所定の申込書に記入してください(連絡いただきましたら郵送します)
② 位置図	工事場所のわかる地図
③ 現況写真	外観の状況がわかる写真(2方向以上)
④ 設計図	色・材質等を含む工事内容のわかる図面 ※屋根葺き替えの場合は屋根伏図、外壁張替の場合、立面図
⑤ 見積書	参考例のように詳細が記載され、工事会社が明記されたもの ※補助対象費用算出のため、詳細な見積書が必要です。
⑥ その他	連動式住宅用火災警報器設置時は、消防署へ別に設置届出が必要 二方向避難経路確保の場合、避難経路図・隣接地の承諾書が必要

6 景観形成補助事業の対象事業の参考資料

(2) 建築物の外観工事に係る事業

(6) 建物の外観の過半にわたる色彩の変更に係る事業

- ・下記のような小浜町屋の景観に近づける外観工事が対象となります。



《補助対象経費の考え方》

外観工事等の内容	補助対象経費
道路から見える箇所(玄関・外壁・庇等)	工事費用全額
屋根工事	道路から見えない部分も含め工事費用×2/3
アルミ材使用の箇所	アルミ材費用の1/2+その他の工事費

(3) 門・塀の工事のうち外観に係る事業

- ・次のようにブロック塀を解体・撤去し、景観に配慮した板塀を設置する場合等が対象となります。

《ブロック塀⇒板塀の例》



(5) 垣・柵の新設・改良工事事業

- ・町並みの連続性を保つことを目的に設けています。
- ・周囲の景観と調和した色彩・周囲の建築物の壁面線に沿った設置にご協力ください。

《木製門扉の例》



- ・原則、木製となりますが、やむをえずアルミ材を使用する場合、木製の色形状に近い、黒または茶系色のつや消しのものを使用する場合、対象となります。

(アルミ材使用の場合、補助対象経費はアルミ材費用の1/2 + その他の工事費)

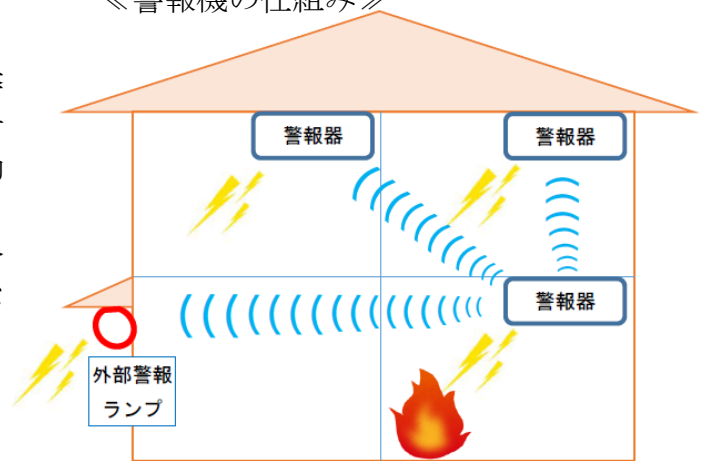
《アルミ製の事例》



《警報機の仕組み》

(8)連動式住宅用火災警報器の設置等事業

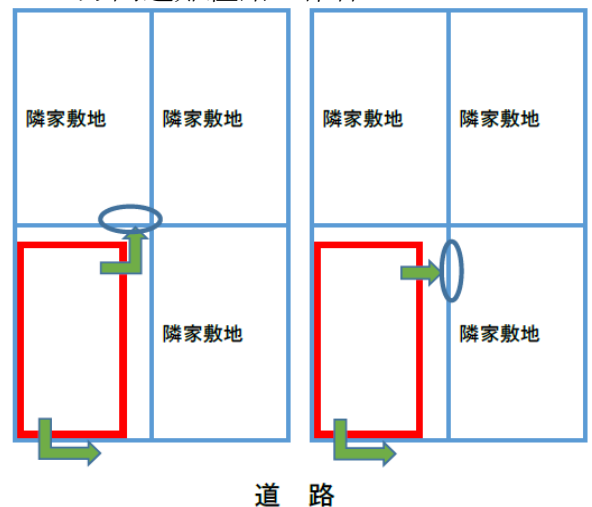
- ・連動式火災警報器は、火災発生時に外部警報ランプにて周囲の方に火災発生を知らせることで、火災の早期発見と初期消火に効果があります。
- ・警報器の機器設置にかかる配線工事費と外部警報ランプの設置に係る費用が対象となります。
- ・近年の事例では10万円程度の経費で設置されています。



(9)二方向避難経路確保のための開口部設置事業

- ・火災発生時の安全を確保する場合、二方向の避難経路の確保が推奨されます。
- ・住居が連続していることから二方向避難経路の確保が難しい小浜西組地区内において、二方向避難経路確保のための開口部設置に必要な費用を補助します。
(隣接地所有者の承諾が必要です)

《二方向避難経路の確保》



(10)その他補助することが適当と認められる事業

- ・三丁町の電柱地中化工事に伴い、不要となった電気配線(2階外壁付近)の撤去に係る費用等も補助対象となります。(個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします)

7 見積書の参考例

＜外壁張替の場合＞

項 目	規 格	数量	単位	単 価	金 額	備考
外部足場	くさび緊結式 W900	64	m ²	920	58,880	
外壁材	焼杉板 塗装 10 尺	56	m ²	4,640	259,840	
下地材	胴縁	56	m ²	180	10,080	
大工手間		8	人工	20,000	160,000	
既存壁撤去処分	運搬処分	56	m ²	800	44,800	
諸経費					53,360	10%
消費税					58,696	10%
合 計					645,656	

※この場合、補助対象 645,656 円×補助率 1/4≒補助額 161,000 円となります。

8 申込・問合せ先

- ・申込を検討される方は、下記担当までご連絡をお願いします。ご連絡いただきました際に、申込用紙をお送りします。
- ・ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

小浜市産業部文化観光課 担当 赤崎・吉村 TEL：0770-64-6034(直通)